令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

共通編の主な事項の説明要旨

1 指定基準の遵守及びサービスの質の向上について(P1)

事業者は、障害者等の人格を尊重し、その立場に立ち、常にサービスの質の評価と向上に努めることが求められています。

2 指導・監査について (P2~)

事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼として、県民局による実地指導を定期 的に行います。事業者においては、基準に沿った運営、報酬請求を行っているか平素から確認 をお願いします。

3 指定更新について(P6)

令和6年度は一斉更新の年度に該当しますので、分散しての申請にご協力ください。

4 体制等に関する届出について(P7)

令和3年度報酬改定において加算の新設や内容変更があり、支援に要する費用の額の体制等の状況一覧表、各加算届、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式8)等が変更されているので、必ず新しい様式を使用してください。

5 変更・廃止・休止等の届出について(P8)

変更、廃止、休止の届出については、「障害福祉サービス事業等指定申請・変更届出等の手引き」、「障害児通所支援事業指定申請・変更届出等の手引」等に従い、定められた時期に定められた書類を提出してください。

6 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について(P9)

事業者は法令遵守責任者を選定するなど業務管理体制を確保しなければなりません。 当該責任者等に変更がある場合は、県民局等届出先に変更届の提出をお願いします。

7 福祉・介護職員処遇改善加算等について (P10~)

令和5年4月又は5月開始の当該加算の計画書等の関係書類の提出期限は、様式変更があったため、4月15日とします。また、それ以外の月から算定する場合は、算定しようとする月の前々月末日が提出期限となります。

また、令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告の提出期限は、7月31日です。計画書を提出した県民局に期限内に提出してください。

8 障害福祉サービス等情報公表制度について(P12~)

障害福祉サービス情報公表制度では、「障害福祉サービス等情報公表システム」において事業所等の情報をインターネット上のWAMNETのサイトで公表しています。情報公表後は最低でも年1回の事業者による情報更新が必要です。

9 利用者の安全確保について(P14)

市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等を義務付けています。避難確保計画を未作成等、義務を履行していない場合は、早急な対応をお願いします。

また、自然災害や感染症発生時において、サービス提供が困難になった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。サービス提供の継続や早期の再開が求められるため、BCPを策定し、平時においてこそ、研修及び訓練の実施等、緊急時に備えての準備をお願いします。なお、BCPの策定は、来年度、令和6年4月1日から義務化されます。(それまでは努力義務ですが、早期の対応をお願いします。)

10 その他連絡(P15)

事故報告の様式を掲載していますので、万一発生した場合は、こちらにより報告してください。

11 参考資料 (P16~)

(1) **令和3年度指定障害福祉サービス事業者等に対する指定及び指導等の状況(P17~)** 令和3年度の実地指導において是正改善指導を行った内容について、サービスごとに集計 していますので確認してください。

(2) 事業所の指定・運営に関する関係法令等一覧(P20)

関係法令等一覧を掲載していますので、ご確認ください。

(3) 法令改正(P21~)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されます(一部を除き令和6年4月1日施行)。概要(厚労省資料)を掲載していますので、ご確認ください。

(4) 利用者事故等発生時の対応について (P27~)

医療機関への受診を要した事案、行方不明、食中毒及び感染症、従業者の重大な法律違反 や利用者処遇に影響のある不祥事、運営に影響する被災等が、発生した場合は、速やかに指 定権者及び関係市町村に報告してください。

新型コロナウイルス感染症については、当面、感染が疑われる者が発生した時点での報告 をお願いします。

(5) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について (P30~)

洪水・土砂災害警戒区域に所在する施設等は、「避難確保計画」の作成が義務付けられています。未作成の施設等は、速やかに作成し、提出ください。

(6)業務継続計画(BCP)作成について(P39~)

BCPの作成について、参考となる資料ですので、これから作成する事業者はもちろん、 すでに作成済みの事業者においても、内容の確認をお願いいたします。

(7) 虐待防止措置について (P50~)

令和4年4月から虐待防止措置として、次の項目が義務化されました。「虐待防止委員会

の定期的開催と、その結果についての従業者への周知」、「従業者に対する虐待防止のための研修の定期的開催」及び「虐待の防止のための責任者の設置」の3項目となりますので、 遵守についてよろしくお願いいたします。

また、事業者における体制整備等のために参考となる事例集(URL)を掲載していますので確認してください。

(8) 相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修について (P53~)

令和5年度のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修に係る留意事項等について記載しています。また、現在、国の社会保障審議会障害者部会において、事業者や自治体からの要望等を踏まえて、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修制度の改正が検討されているため、令和5年2月27日開催の当該障害者部会の資料を添付しています。

※当該資料の記載内容については、あくまで対応(案)であり、確定事項ではありませんので、ご注意ください。

(9) 障害者差別解消法について(P62~)

障害者差別解消法が平成28年4月に施行され、7年目となります。

引き続き、差別解消に努めていただくとともに、周知・啓発に御協力ください。

特に、各事業者におかれては、「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」を熟 読いただき、利用者等への適切な対応をお願いします。

(10) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について (P64~)

新型コロナウイルス感染症に関する対応等の資料を掲載しています。

最新の情報等をご確認の上、引き続き感染防止対策に取り組んでいただきますようお願い します。

(11) 障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について(P67~)

今般、北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案について報道がなされたことを踏まえ、障害者等の意思及び人格を尊重して、常に障害者等の立場に立ったサービスの提供に努めるよう厚労省から注意喚起の通知がありました。遵守の徹底についてお願いします。

(12) 前年度実績に基づく基本報酬及び加算の取扱いについて (P70~)

令和5年4月から算定する基本報酬や加算についての必要な手続きについて記載しています。これに基づき、体制届等を4月14日(金)までに県民局へ提出してください。

(13) 質問票 (P73)

今回の集団指導に係る内容やその他について、質問(疑義)等ある場合は、この質問票によりFAXにて送信してください。

(14) 質問担当窓口(P74)

令和5年3月指導監査室